令和8年8月31日
（毎週月曜日発行）
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
一般財団法人 大蔵財務協会
編集部 TEL 03（3829）4144
販売部 03（3829）4143
☆7448388

週刊 税のしるべ

第3712号 （昭和24年11月30日第3種郵便物認可）©税のしるべ 2026年

主な記事

非上場株式評価額圧縮スキームの対応示す……2面
先端設備導入計画の認定状況……2面
7年度租税滞納状況の概要……3面
法定調書の作成手引を公表……3面

自民党税調が消費税率引下げに伴う税制上の課題対応を議論

新税率適用した前年税額に基づく申告に

中間申告制度の特例案を示す

予約・通信販売の経過的な税率取扱い案も提示

自民党税制調査会（小野寺五典会長）は26日、小委員会を開催し、政府が基本方針を決定した「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げ」に関する税制上の措置等を議論した。9年4月1日から軽減税率対象の飲食料品の消費税率を現行の8％から1％に引き下げた場合の税制上の課題を明らかにするとともに、中間申告制度に関する特例と税率変更に伴う経過的な税率の取扱い（予約販売・通信販売）について具体的な対応案が示された。中間申告制度の特例案では、9年4月以降の中間申告期間につき、前年の確定申告で新税率（1％）が適用されていたものとして計算した納付税額をもとに算出した中間申告を可能とするとしている。

消費税率引下げに伴う税制上の課題（これまでに寄せられた主な指摘）としては、①免税事業者・簡易課税事業者が本則課税により還付申告する場合に必要な届出について「課税期間の開始前」とされている提出期限を後ろ倒しすべき。その上で、簡易課税事業者が2年間以上継続しなければ本則課税に移行することができない制限（いわゆる2年縛り）も解除すべき、②飲食料品に係る消費税率が1％に下がると、飲食料品を販売する事業者は、本則課税だと通常は還付になると想定されるので、簡易課税の下で納税額が生じないようにしてもらいたい、③飲食料品の消費税率引下げによる課題・影響は、農家のような生産者だけではなく、食品を扱う産業全体で広く生じ得る、④値札の貼替えを不要とするといった観点から「税抜価格＋税」という表示を認める等、総額表示義務を緩和すべき――といった声が紹介された。

これらについては今回、対応案は示されなかったが、課題の解決に向けた措置が講じられる可能性が高い。

他方、⑴中間申告制度に関する特例と⑵税率変更に伴う経過的な税率の取扱い（予約販売・通信販売）は対応案が示された。

前年に納付する消費税額が48万円を超える事業者は確定申告に加えて前年の税額に応じて年1回、3回、11回いずれかの中間申告・納付が義務付けられている。9年4月に税率が引き下げられると、納税額が減少すると見込まれる事業者は中間申告に係る税額が過大になると見込まれる。⑴では、これに対応して税率引下げ後、前年の納付税額に基づく中間申告税額が過大と見込まれる場合は、新税率で再計算した場合の前年税額に基づく中間申告税額の算出を可能とする特例を設ける。

また、⑵では、「定期供給契約による予約販売」と「あらかじめ提示した条件に従って行う通信販売」について、税率引下げを反映した契約変更等が困難な事例が生じることも想定されることから、税率変更の3か月前を指定日とし、引下げ前の税率8％を適用する経過措置を設ける。例えば、1年分の代金を先払いしておき、旬の食材が毎月届くといったサービスで指定日前に契約を締結し、税率引下げ時までに対価を領収しているときは、販売が税率引下げ後でも税率8％を適用して申告納税するとしている。

次号の予告

9月7日号では、特集・役に立つ消費税実務問答集を掲載する予定です。

自民党経産部会

「稼ぐ力」後押しする事業承継税制へ抜本的見直し

9年度税制改正に向け議論

自民党経産部会は25日、同党本部で会合を開き、令和9年度税制改正に向けた要望について議論した。事業承継税制の抜本見直し、中小企業向け賃上げ促進税制の拡充、中小企業軽減税率・中小企業投資促進税制の延長等などを掲げている。

事業承継税制の抜本見直しでは、同税制は10年間限定（9年末まで）の時限的な措置であり、8年度与党税制改正大綱の記載を踏まえつつ、そのあり方を見直すとして、事業承継を契機に「稼ぐ力」強化に取り組む中小企業等を後押しする措置へ抜本的に見直し・強化を行うとしているが、具体的な記載はない。

中小企業向け賃上げ促進税制の拡充等では、現行制度では、賃上げを行ったものの従業員数の減少により給与等支給総額が増額とならなかった企業は税制適用を受けられないと指摘、今後、生産年齢人口の継続的な減少を見据え、こうした企業が制度の適用を受けられるようにするため、適用要件の基準を現行制度の「雇用者全体の給与等支給総額」から「従業員一人あたりの給与支給額」に見直す、また、現行制度における賃上げ要件（給与等支給総額1・5％増加など）を見直し、より積極的な賃上げを後押し、適用期限を11年度末まで3年間延長することを要望している。

中小企業軽減税率の延長等、中小企業投資促進税制の延長等については、いずれも政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長することを掲げる。

生産性向上・賃上げに資する中小企業の設備投資の固定資産税の特例の拡充等では、賃上げ水準の要件見直しを行った上で、赤字や利益が少ない企業も含めた中小企業における研究開発投資を一層後押しし、収益力の向上を図る観点から、中小企業による研究開発に係る設備投資拡大に向けた所要の措置を拡充するとしている。

また、わが国の経済成長に向けて、企業が自社の事業ポートフォリオを強化し、成長投資を通じて、経済安全保障等を確保しつつ、「価値創造」事業を拡大させることが必要だと指摘、投下資本の戦略的な再配分・拡大に向けた、事業ポートフォリオ転換・強化を後押しするため、新たに税制を創設することを求めた。

さらに、減価償却資産に係る取得価額基準等の見直しでは、減価償却資産取得時に、①10万円未満の資産を取得時に全額損金算入、②10万円以上20万円未満の資産は3年均等で損金算入が可能とする制度等について、基準額の見直しを行う。8年度税制改正で中小企業者等向けの全額損金算入を認める特例については基準額を30万円から40万円に引き上げる。

読みたい記事がすぐに見つかる
税のしるべ電子版
https://shirube.zaikyo.or.jp
税のしるべ電子版 検索
電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。
問合せ先 一般財団法人 大蔵財務協会 販売局
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号
TEL 03（3829）4141㈹
FAX 03（3829）4001
URL https://www.zaikyo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会 ●信頼いただける財協の税務関係図書● 〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号（財協ビル）

松本好正 著
二訂版 市街地周辺土地の評価Q&A
●市街地農地や宅地化困難な市街地山林、地積規模の大きな宅地、利用価値の劣る宅地の評価や雑種地等の評価など、市街地周辺土地の評価について図表や判例を織り交ぜてQ&A形式で分かりやすく解説した土地評価に携わる実務家必携の解説書。好評を博した前版（R5・9月刊）以降、設問を大幅に増やすなど内容を刷新した二訂版。
▼B5判・830頁・定価5060円（税込）

中村隼一朗 編著
改訂版 解説とQ&Aでわかる 電子帳簿等保存制度の実務
●前版（令和3年11月刊）以降の、令和9年1月から施行されるデジタルシームレスを推進していくための電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し等の直近の電子帳簿等保存制度の見直しを踏まえ、制度趣旨や要件構造から実際の運用方法まで実務視点で詳細な解説とQ&Aで分かりやすく解説。最新の改正内容・通達等を織り込んだ、電子帳簿等保存制度の実務書の決定版。
▼A5判・380頁・定価2970円（税込）

品川芳宣 著
評価通達における原則評価と例外評価
●最高裁令和4年判決に端を発した各種の評価問題について、長年の経験と研究を基に、租税法律主義の下における税務通達の法的性格や特殊性を明らかにし、「評価通達における原則評価と例外評価」の実態と問題点を論じる。また、現在議論が進められている「取引相場のない株式の評価の見直し」についても一石を投じる。
▼A5判・340頁・定価3300円（税込）

羽床正秀・河村真紀子 共著
令和8年版 移転価格税制コンパクトガイド
●移転価格税制の概要を知りたいという方に、その基本的な仕組みについて平易に説明。使用されている言葉の定義を明確化し、主要な問題に関しては議論を整理しつつ理解の助けとなる事項も掲載。時間的な制約のある方に向けたコンパクトなガイドブック。前回版（令和3年8月刊）以降の主要な改正項目を織り込んで改訂。
▼A5判・260頁・定価2970円（税込）

坂野上満 著
改訂版 所得税・個人事業者の消費税 迷いやすい事例の実務対応
―税法の趣旨・経緯から個人に対する税をマスターする―
●所得税の取扱いの根幹となる部分を中心に解説。税法の趣旨や経緯から「何故、このような取扱いをすることになっているのか？」「何故、この規定は存在するのか？」を探り、所得税や消費税の根幹の部分を身に付けられ、答えにたどり着くまでの考え方を手にすることで多くの気づきを得られる一冊。前版（令和3年9月刊）以降の改正等に対応。
▼A5判・330頁・定価2860円（税込）

◆書店で品切れの節は直接当協会へお申し込み下さい◆
TEL03（3829）4141㈹ FAX03（3829）4001
「大蔵財務協会オフィシャルサイト」リニューアル！
https://www.zaikyo.or.jp
大蔵財務協会オフィシャルサイト

評価額圧縮スキームへの対応示す

取引相場のない株式の評価の有識者会議

会社規模等の操作に対応
利益等の恣意的な操作にも

取引相場のない株式の評価に関する有識者会議（座長＝佐藤英明慶応大学大学院教授）の第5回会合で、同評価の見直しに当たり、今後の詳細な検討の「たたき台」となるこれまでの議論を踏まえた国税庁の考える評価の見直しの方向性が提示された（8月24日号1面参照）。同方向性では新たな評価体系や評価方式について言及している。一方、今回の評価の見直しでは評価体系等とともに、「さまざまなスキームが跋扈している状態にある」とされる租税回避スキームへの対応も求められている。同庁は第4回会合で租税回避スキームの具体例を複数明らかにしていたが、第5回会合では、これらへの対応の方向性が示された。

国税庁が示した租税回避スキーム（評価額圧縮スキーム）への対応の方向性は、①会社規模等の操作による評価額圧縮への対応、②利益等の恣意的な操作による評価額圧縮への対応、③グループ法人税制を活用した評価額の圧縮への対応、④株主構成等の操作による配当還元方式の濫用への対応の四つ。

①は、現行の評価方式だと、大会社ほど相対的に低い評価額となることを濫用して意図的に会社規模を操作し、評価額を圧縮するスキームへの対応。今回、国税庁が大会社、中会社、小会社といった会社規模に応じた異なる評価方法を用いるのではなく、規模に関わらず単一の評価方式とすることを提示し、これをよって本スキームに対応するとしている。

②は、オペレーティング・リースや役員報酬、役員退職金等により利益等を一時的に操作することで評価額を圧縮するものへの対応。これについては、企業価値評価の実務における対応を参考に、評価は企業の正常利益により行い、非経常的な損益を除外して評価することにより、評価額の恣意性を排除することを提案している（図参照）。

③は、現行の仕組みだと、親会社単体利益等で株価を評価するため、グループ法人税制を使い、親会社の資産等を子会社へ落とすことで評価額を圧縮することができるスキームへの対応。完全支配関係にあるグループ法人はグループ全体として評価を行うことで、子会社に資産等を移転することで可能となる評価額の操作性を排除することを目指す。

④は、株主構成の操作や無議決権株式を用いた世代間譲渡、一時的な第三者への株式譲渡など配当還元方式の濫用によるスキームが横行しており、株主構成の操作では、企業価値の総額から最大で約98％もの評価額圧縮を行う事例も存在するという。このため、配当還元方式は特例的評価方式としての趣旨を貫徹できるよう対象株主の範囲を整理し、従業員持株会等との関係も見直すことで対応することを想定する。

国税庁がこれら各種スキームの存在を明らかにした以上、そのまま放置することは考えにくく、今回の評価見直しの一環でこれら対応が講じられる見込みだ。

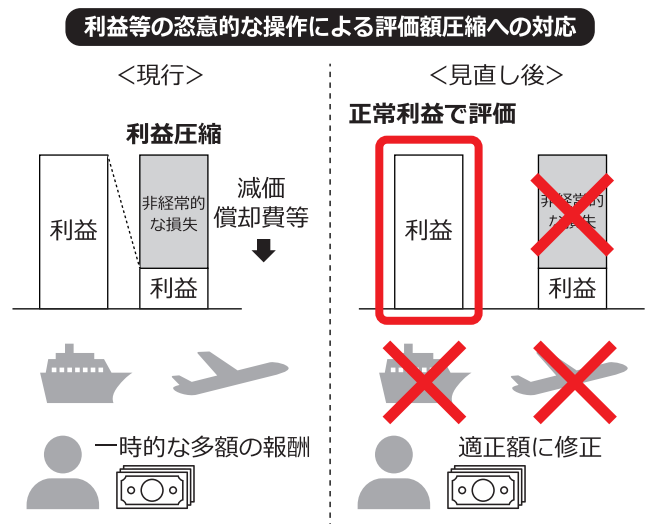

八面鏡

政府は5日の臨時閣議で、現在8％としている飲食料品の消費税率を令和9年4月から2年間に限り、1％に引き下げる基本方針を決定した。9月にその税制改正大綱を取りまとめ、秋の臨時国会に関連法案を提出、成立を目指すことになりそうだ★税率引下げの実施時期まであと7カ月だが、レジシステムの変更など様々な課題への対応は間に合うのか、また、引下げに合わせて本当に飲食料品の値段は下がるのか、今回の決定には歓迎ばかりでなく、不安の声もある★引下げが終了する2年後のことも気になる。責任をもって8％に戻すとのことだが、その時の最高責任者は今と同じなのか、違ったとしても戻すという判断をするのか。財源がないとの指摘もある中で、無責任なような、問題先送りの判断ではないだろうか。（Y）

7年度の新規認定は9.8％減の5901件

先端設備等導入計画　賃上げ表明割合は94.8％

中小企業庁は24日、中小企業等経営強化法に基づく「先端設備等導入計画」の認定状況（令和8年3月31日現在）を公表した。生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置の適用には、先端設備等導入計画の認定が必要となるところ、7年度税制改正では、適用期限が9年3月31日まで2年間延長されるとともに、賃上げ方針の表明が必須の要件とされた。そこで、7年度の先端設備等導入計画の新規認定件数をみると、前年度比9・8％減の5901件だった。また、新規認定件数のうち、賃上げ表明ありは5596件で、その割合は同33・6ポイント増の94・8％となっており、新規認定の大半が賃上げ表明を行っている。

同特例は、市区町村の認定を受けた先端設備等導入計画に基づき一定要件を満たす機械等を導入した場合に固定資産税の負担を軽減するもの。先端設備等導入計画の認定を受けると、税制支援のほか、資金調達に際し債務保証に関する金融支援を受けることができる。

先端設備等導入計画の新規認定件数は、5年度が1万1120件、6年度が6539件、7年度が5901件と減少傾向にある。一方、賃上げ表明の割合は上昇しており、5年度は60・3％、6年度は61・2％、7年度は94・8％となっている。

7年度の先端設備等導入計画の新規認定における導入設備等の合計金額は同31・2％増の約4245億円、合計数量（台）は同0・9％減の1万8723台。新規認定件数は減少したものの、合計金額は増加、合計数量は前年とほぼ同じとなっている。

また、7年度の先端設備等導入計画の変更認定件数は3365件となっている。そのうち、賃上げ表明ありは3187件で、その割合は94・7％。変更認定における導入設備等の合計金額は約1771億円、合計数量(台)は9355台となっている。

事業目的
●製パン・製菓材料卸
●一般食料品の販売
●食品関連商品及び機器の輸出入
HSK
ホクト商事株式会社
本社　〒450-0003　名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号　TEL.052-582-7251(代)　FAX.052-581-2777
中部事業部　〒455-0032　名古屋市港区入船1丁目3番15号　TEL.052-659-6256(代)　FAX.052-659-6255
関西事業部　〒563-0035　大阪府池田市豊島南一丁目15番19号　TEL.072-760-2411(代)　FAX.072-760-2417
関東事業部　〒177-0041　東京都練馬区石神井町八丁目53番28号　TEL.03-5372-6061(代)　FAX.03-5372-6071
北陸事業部　〒925-0125　石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地　TEL.0767-32-6010(代)　FAX.0767-32-6011
九州事業部　〒818-0101　福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号　TEL.092-921-0045(代)　FAX.092-921-0031

北国津軽の手作り蔵
豊盃
Houhai
日本酒
●お酒は二〇歳になってから、おいしく適量を。
●妊娠中や授乳期の飲酒は、控えましょう。
三浦酒造株式会社
青森県弘前市大字石渡五丁目一番地の一
〇一七二(32)一五七七

滞納発生割合は1.1％ 低水準で推移

7年度 予測AI等の活用で効率的に滞納整理

国税庁は27日、令和7年度の租税滞納状況の概要を公表した。7年度の滞納残高は前年度比1・4％増の9847億円で6年連続の増加、新規発生滞納額は同0・1％増の9935億円と微増し、整理済額は同3・3％増の9802億円だった。7年度の税収額が、前年度の過去最高額を更新し、徴収決定済額も前年度より8兆6405億円多い89兆7949億円（10・6％増）と大きく増加したが、徴収決定済み額のうち約98・9％が滞納となることなく納付され、滞納発生割合（徴収決定済額に占める新規滞納発生額の割合）は、前年度より0・1ポイント減の1・1％と、低水準で推移している。

滞納残高を税目別に多い順番からみると、消費税が3893億円（前年度比1・6％減）、申告所得税が2845億円（同5・1％増）、法人税が1380億円（同4・7％増）、源泉所得税が1104億円（同2・3％減）、相続税が506億円（同1・5％増）、その他税目（地方法人税、酒税、印紙税）が120億円（同14・2％増）となっている。

また、同庁では、滞納の未然防止および滞納となった国税の早期徴収に努めている。

滞納整理状況を具体的な数字でみると、6年度の徴収決定済額81兆1544億円のうち、98・8％の80兆1619億円が滞納になることなく納付された。新規滞納となったのは、徴収決定済額の1・2％に当たる9925億円で、このうち6年度中に6687億円（0・8％）が整理済み、7年度中に1938億円（0・2％）が整理済みとなり、滞納残高は1301億円（0・2％）と、比較的短期間で整理されたことが分かる。これは、予測AI・生成AI活用による効率的な滞納の整理促進の取組みが成果につながっている。

予測AIでは、滞納者の各種情報（過去の接触事績、申告書データ、業種等）をもとに、滞納者ごとに、電話、臨場、文書のうち接触できる可能性の高い方法を予測するモデルや、曜日・時間帯ごとの滞納者の応答予測モデルを構築し、全国の国税局や税務署において予測結果を活用した滞納整理を進めている。

予測AIにより、電話の接触率が高い滞納者に対して、納税コールセンターで過去の架電履歴等を分析し、曜日・時間ごとに応答予測をするAIコールリストを活用した電話催告を実施。7年7月から8年6月末までに各国税局（所）の納税コールセンターで、催告対象となった114万8000者のうち、「完納」は全体の72・2％の82万9000者、「納付誓約中」が同10・1％の11万6000者と、「完納」「納付誓約」が全体の約8割を占める。このほか、電話が繋がらなかったことなどを理由に「署へ返戻」されたものが同11・3％の13万者、「催告中」が同6・4％の7万3000者だった。

他方、生成AIでは、滞納者別の整理事績を要約し、優先着手事案選定事務や担当者変更時における引継事務等で活用することで、事務の効率化に繋げる取組みを進めている。

法定調書の作成と提出の手引を公表

″みなし提出″など改正事項が多数

国税庁はこのほど、令和8年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引を公表した。主な改正事項等としては、①e-Tax等による法定調書の提出義務基準の見直し、②給与所得の源泉徴収票の提出方法の変更、③給与所得の源泉徴収票の提出範囲を給与支払報告書にそろえる、④退職所得の源泉徴収票の提出省略範囲の改正、⑤国税システムの更改に伴う様式の変更などがある。

①9年1月以降に提出する法定調書について、基準年に提出すべきであった提出枚数が100枚以上から30枚以上に引き下げられている。

例えば、7年に提出すべき「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」の枚数が30枚以上であった場合には、9年に提出する「報酬等の支払調書」はe-Tax等による提出が必要となる。

②9年1月1日以降、市区町村に給与支払報告書を提出した場合には、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされるため（源泉徴収票のみなし提出の特例）、8年分以降は税務署提出用の給与所得の源泉徴収票を作成・提出する必要がなくなる。なお、給与支払報告書の提出は、eLTAX等、書面、いずれの提出方法であっても、税務署に源泉徴収票を提出したものとみなされる。

給与支払報告書の電子的提出義務の判定は、基準年に提出すべきであった給与所得の源泉徴収票の枚数となっており、枚数が30枚以上であった場合、eLTAX等により提出する必要がある。基準年に提出すべきであった給与所得の源泉徴収票には、給与支払報告書を市区町村に提出したため、税務署に提出したものとみなされた源泉徴収票も含まれる。

③8年分以降の給与所得の源泉徴収票の提出範囲が拡大され、給与支払報告書の提出範囲と同一になっている。具体的には、年の中途で退職した者に対して、8年中に支払った給与等の金額が30万円以下である場合以外の給与等のすべてとなる。

④8年分以降、退職所得の源泉徴収票の提出省略範囲を定める規定が廃止され、すべての居住者に対して支払う退職手当等に係る退職所得の源泉徴収票について、税務署に提出しなければならないこととされた。なお、eLTAXによる提出方法が整備されるまでの当面の間、特別徴収票の市区町村への提出は不要となっている。

⑤8年9月の国税システムの更改に伴い、書面で税務署に提出する際の法定調書の様式が変更されており、最新の様式を使用してください。

ひと

70周年記念事業の準備を本格化

全国女性税理士連盟会長
市原（いちはら） 幸恵（さちえ） さん

西日本支部の支部長をはじめ役員を歴任している市原さん。京都で8月8日に開催された定期総会で新会長に選任された。

「来年8月には第70回目の総会を迎えます。この節目での就任は、記念事業をしっかりやりなさいという応援のメッセージだと感じています」と笑顔で語る。

今後、70周年記念事業特別委員会を立ち上げ、その中に5つの小委員会を設置。記念式典挙行、70周年史を含む記録のデジタル化、記念イベント、社会向け魅力発信事業、募金事業など準備を本格化させる方針だ。

未来を見据え、特に注力するのが会員増強。「社会に声を届け、未来を変えるには『数の力』が必要。女性には独自の視点や潜在能力があります。仕事や家庭との両立で入会を迷う女性税理士の方々にも、入会で得られるメリットを丁寧に伝えていきたいですね」と強調する。

座右の銘は「転んでもただは起きぬ」。「どんな状況でも学びや得るものを見つけるたくましさという前向きな意味に取っている」と語る。

落語を愛する明るい笑顔の奥に、組織をけん引する強い意志がにじむ。兵庫県出身。（森）

信頼と確かな技術の総合建設業!!

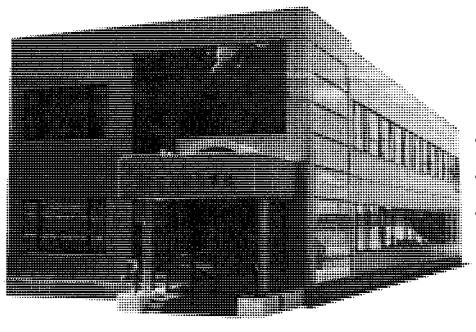

ISO9001　JQA−QM7681　認証登録
ISO14001 JQA−EM6007　認証登録

株式会社 三村興業社
代表取締役　三村　守毅
本　社　青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号　Tel.0178-52-5751
八戸営業所　青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2　Tel.0178-52-5131
一級建築士事務所　青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号　Tel.0178-52-5751
https://www.15mimura.co.jp

地域に拓き、貢献する
優良企業

「寝具リース」全国に広がる
スケールとネットワークで
「快適品質」をお届けします。

◆本社工場・千葉第二工場・静岡工場・中部工場で「ISO9001」を認証取得しております。
◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。

株式会社 小山商会
代表取締役　小山喜康
本　社　仙台市青葉区花京院二丁目２番75号　☎022(265)9701㈹
仙台支店　仙台市若林区卸町東一丁目8-23　☎022(209)5600㈹
東京支店　東京都大田区矢口一丁目22-13　☎03(3758)6601㈹
名古屋支店　名古屋市熱田区明野町６-８　☎052(681)4131㈹
大阪支店　東大阪市楠根一丁目２-３１　☎06(6745)1861㈹
営業所　札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央・静岡・富山・京都・岡山・広島・福岡
本社工場　仙台　宮城県黒川郡大郷町中村字屋敷前145-1
工場　札幌・北見・福島・関東・関東第二・千葉・千葉第二・神奈川・静岡・中部・関西・九州
https://www.c-koyama.co.jp/

国税庁

原告訴訟172件を提起

訴訟的手法を活用し滞納整理を促進

国税庁は27日、悪質・処理困難な滞納事案の整理促進に関する取組みとして「令和7年度の原告訴訟の提起および滞納処分免脱罪による告発などの状況」を公表した。同庁は、通常の滞納処分免脱罪には処理進展が図られない事案は、国が原告となり、滞納者から第三者に対する財産の贈与など、債権者（国）を害する行為（詐害行為）の効力を否定して、滞納者から離脱した財産をその第三者から取り戻して差押をする「詐害行為取消訴訟」を提起するなど訴訟的手法を活用した滞納整理に取り組んでいる。

滞納処分免脱罪の告発は9件

7年度は172件（前年度147件）の原告訴訟を提起。原告訴訟事件の内訳を見ると、「名義変更詐害行為」が1件（同4件）、「差押債権取立」が8件（同7件）、「供託金取立等」が4件（同5件）、「その他（債権届出等）」が159件（同131件）だった。

前年度から審理中の事案37件と合わせた209件のうち、154件が終結し、55件が現在も審理中だ。

終結した154件のうち、国側が勝訴したものが12件（同15件）、国側の一部敗訴が1件（前年は全部敗訴1件）、取下げが8件（同6件）、裁判所が決定済みのものや届出のみのものなどが133件（同121件）となっている。一部敗訴したのは、遅延損害金支払請求訴訟だった。

また、同庁では、財産の隠ぺいなどにより国税の徴収を免れようとする悪質な事案に対しては、「滞納処分免脱罪」の告発を行うなど厳正に対処している。

7年度に告発した件数は9件（同6件）で、告発した自然人および法人の実人員は14人（社）（同8人（社））。14人（社）のうち11人（社）（同6人（社））を起訴した。

刑が確定したのは9人（社）で、執行猶予付き懲役刑が1人（社）、罰金刑も併せて執行猶予付き懲役刑が科されたのが6人（社）、罰金刑も併せて執行猶予付き拘禁刑が科されたのが1人（社）、罰金刑が1人（社）となっている。

このほか、海外への財産の移転などによる国際的な滞納事案に対して、7事務年度に租税条約に基づき徴収共助を要請した件数は22件（同15件）で、7事務年度に徴収した金額は約1700万円だった。他方、外国当局から共助要請を受けた件数は、7件（同7件）で、徴収した金額は大口な事案があったことから約29億800万円となっている。

このような滞納処分の事例は、次の通り（電子版は全事例を掲載しております）。

【滞納処分免脱罪により告発した事例（広島局管内）】

滞納法人の代表者Bは、課税調査終了後、納付する意思はないとして、納税しないでいたところ、関与税理士から国税当局によって財産が差し押さえられる可能性がある旨説明を受けた。

Bは、税理士の説明を受けた後、滞納法人の預金口座から現金を出金し、Bの住居内に現金を保管した。

また、Bは、同人が実質経営者である新法人を設立した後、滞納法人に支払われる解体工事代金を新法人に支払うよう取引先に依頼、当該代金を回収した。

国税当局は、これらの行為は滞納法人に対する滞納処分の執行を免れる目的でされた財産の隠蔽に該当すると判断し、代表者を国税徴収法違反（滞納処分免脱罪）で告発した。

代表者は、懲役刑1年6カ月執行猶予3年、罰金刑50万円が科された。

厚労省

時間外労働等の相談、監督指導など見直し

骨太の方針など踏まえ、9月から

厚生労働省は19日、9月1日から時間外労働等に係る相談・支援および監督指導を見直すと発表した。政府が7月21日に閣議決定した日本成長戦略と骨太の方針2026で「36協定の締結や柔軟な労働時間制度の活用について、よろず支援拠点等との連携を強化しつつ、『働き方改革推進支援センター』や労働基準監督署による相談支援の充実を速やかに実施する」「労働基準監督署において、重大・悪質な事案に対しては厳正に対応しつつ、労働時間や労働者の健康確保措置に関する労使の合意にのっとった指導が行われるよう速やかに見直す」などとされたことを踏まえたもの。

具体的には、全国の働き方改革推進支援センターと労働基準監督署で、①36協定の締結等に関する相談・支援の充実、②労働基準監督署における対応の見直しに取り組む。

①では、全国の働き方改革推進支援センターに、36協定や特別条項の締結、柔軟な労働時間制度の活用を支援する専門相談窓口を設ける。また、働き方改革推進支援センターと労働基準監督署（労働時間相談・支援班）とのチームにより、36協定や特別条項の締結に関するアウトリーチ型（行政や専門機関が自ら出向いて行う形）の訪問支援を行う。その上で、よろず支援拠点や商工会議所等との連携を強化し、労務相談のみならず、経営課題の相談にも対応できるような体制を構築する。

②では、時間外・休日労働時間数のみに着目して1か月45時間以内への削減を求める一律の指導を見直し、各事業場が36協定で定める健康および福祉を確保するための措置の実施状況を重点的に確認。確認した状況に応じた必要な指導を行うこととする。なお、個々の事業場の実態を踏まえて、過重労働による健康障害が生じるおそれが高い場合には、引き続き必要な指導を行うとしている。

第55回学術賞を募集

公認会計士協会　締切りは10月９日

日本公認会計士協会（南成人会長）は現在、第55回学術賞、学術賞ーＭＣＳ賞および学術賞ー会員特別賞を募集している。広く、会計、監査、税務、経営および公会計等の学術の発展に寄与した著書を選定し、毎年顕彰しているもの。

応募等の作品は、選考委員によって構成される学術賞審査委員会が審査をしており、公認会計士の業務の向上に資すると認めた優秀なものに「学術賞」を、マネージメント・コンサルティング・サービス（ＭＣＳ）業務の充実および発展に寄与すると認めた優秀なものに「学術賞ーＭＣＳ賞」を、さらに、会員および準会員の作品で公認会計士の業務の向上に資すると認めた優秀なものに「学術賞ー会員特別賞」を授与している。

締め切りは10月９日。

来年７月に開催される同協会の定期総会の日に賞状および賞金等の贈呈が行われる。

詳しくは同協会のホームページで。

一部科目合格者にも得点を通知

税理士試験

国税庁は21日、令和8年度（第76回）税理士試験における試験結果の発表方法の変更について公表した。

これまで、税理士試験の試験結果については、試験（5科目）合格者に対しては合格証書を交付し、一部科目合格者に対しては合格した旨のみを記載した結果通知書を送付する一方で、合格点に達しなかった科目がある者に対しては、当該科目の得点を記載した結果通知書を送付していた。

この度、一部科目合格者等から得点通知を求める要望が高まっていることを踏まえ、受験者サービスの向上を図る観点から、8年度の同試験から、これまで得点を通知していなかった「試験（5科目）合格者」および「一部科目合格者」についても、新たに得点を通知することとしたとしている。

これにより、8年度試験以降は、全ての受験者に対して各受験科目の得点を通知することになる。

もっと自由に　もっと楽しく
日々を彩り　暮らしをデザインする
豊島
TOYOSHIMA
ライフスタイル提案商社
www.toyoshima.co.jp

最高の新戦力。
どんどん三洋号が、面白くなる。
SANYO
本　社：名古屋市千種区今池3-9-21
TEL (052)733-3401

maruta
新しい物流サービスを創造していく
servise creation
丸太運輸株式会社
代表取締役社長　髙村　重好
マルタスカイワーク
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。
名古屋市南区加福本通2丁目19番地
TEL. 052-611-1151
〒467-0856
愛知県名古屋市瑞穂区新開町２２番２０号
TEL(052)872-3311
FAX(052)871-1531
URL http://maruta.co.jp

続 傍流の正論 税相を斬る 104

■弁護士・税理士　品川　芳宣

評価論④　「時価」と評価通達

前回述べたように、各種の税法において、又は各私法において、財産等の価額の意義、評価方法等を定めている。その中で、国税に関しては、相続税法上の評価規定が実務上最も問題になる。

すなわち、相続税法22条は、「この章で特別の定めのあるものを除くほか、相続、遺贈又は贈与により取得した財産の価額は、当該財産の取得の時における時価により、当該財産の価額から控除すべき債務の金額は、その時の現況による。」と定めている。この規定により、地上権及び小作権（相法23）、定期金に関する権利（同24）、定期給付事由が発生していない定期金に関する権利（同25）及び立木（同26）については、それぞれの価額について評価規定が設けられているが、他の財産については、専ら「時価」の解釈による。

この「時価」の意義については、学説、判例では、「不特定多数の当事者間で自由な取引が行われた場合に通常成立すると認められる価額」すなわち、客観的交換価値（客観的交換価額）と解されており、所得税法及び法人税法における「その時の価額」の意義と共通している。

ならば、所得税法及び法人税法においては、それぞれの基本通達において「その時の価額」の取扱いについて数か条の定めを置いているにすぎないのに、相続税法に関しては、相続税法基本通達が存在しているにもかかわらず、二百数十か条に及ぶ財産評価基本通達（評価通達）を定めているが、その必要があるのか？　ということが理解されなければならない。

評価通達を必要とする理由については、相続税及び贈与税とも課税原因となる一切の財産の取得について当該財産の価額の評価を要すること、特に、相続税については、取引ではない相続によって課税が生じるため、取引のような比準すべき価額が存在しないこと、財産の中には評価が困難なものもあること等が挙げられる。

そのため、評価通達に定める評価額（評価方法）については、「時価」を超えないための安全性、課税の公平を図るための統一性（画一的評価）、職員（納税者）が共通して評することができる簡便性等が求められる。そのため、評価通達が定める評価額（評価方法）は、宅地の価額を評価するための路線価方式に代表されるような標準価額制度（課税実務では、評価基準制度という）が求められることになる。

かくして、評価通達で定める評価額（評価方式）には、評価通達という税務通達の法的性格を明らかにし、かつ、標準価額制度における評価上の弊害が生じた場合の補完措置を講じておく必要がある。前者については、評価通達6項を適用した課税処分を最高裁判所として初めて適法と認めた最高裁令和４年４月19日判決が「上級行政機関が下級行政機関の職務権限の行使を指揮するために発した通達にすぎず、これが国民に対し直接の法的効力を有するというべき根拠は見当たらない」と切り捨てているが、そんなに単純ではないことは法的にも実務的にも実証できるところであるが、紙幅の都合上詳述を省略する。

次の補完措置については、評価通達が発出（昭和39年）される以前の富裕税財産評価事務取扱通達においても設けられていた。すなわち、同通達においても、課税対象財産について標準価額が定められていたところ、「特殊異例と認められる財産について評価する場合又は第二章以下に定める評価額によらない額により評価する場合においては、課税価格又は富裕税額の更正又は決定の前に国税庁の指示を受ける。」と定めていた。

かくして、現行の評価通達においても、その方針で、「この通達の定めによって評価することが著しく不適当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と定めている。この通達の適用についての考え方については、評価通達が発出された昭和39年以降一貫してきたわけではなく、種々の変遷を経ている。そして、その変遷が、現在問題となっている取引相場のない株式の評価のあり方にも影響することになる。

不良債権に係る税務上の取扱いの再確認 8

■税理士　東辻　淳次

子会社等を整理する場合の損失負担等

前回までは、法人の有する債権が不良債権化している場合における個別評価金銭債権に係る貸倒引当金と貸倒損失について説明してきました。

今回からは、視点を変えて、法人の子会社等の有する債務がその債権者からみて不良債権化しているような場合に活用できる「子会社等を整理する場合の損失負担等（基通９－４－１）」と「子会社等を再建する場合の無利息貸付け等（基通９－４－２）」の取扱いについて、まず共通する事項から説明していきます。

（子会社等）

上記２つの取扱通達に共通する「子会社等」とは、法人と資本関係を有する者のほか、取引関係、人的関係、資金関係等において事業関連性を有する者が含まれることとされています（法基通９－４－１（注））。

一般的に、一方の法人が他方の法人の発行済株式の50％超を保有している場合に、一方の法人を親会社、他方の法人を子会社といいますが、ここでの「子会社等」は、上記のとおり、法人と事業関連性があればその法人の「子会社等」に含まれることとなります。

（経済的利益の額）

上記２つの取扱通達は、子会社等の整理・再建を進めるに当たって、親会社等が子会社等に対して利益供与をした場合におけるその経済的利益の額が寄附金の額に該当するかどうかを判断するものです。

そして、その経済的利益の供与の方法について、「債務の引受けその他の損失負担または債権放棄等（損失負担等）」（基通９－４－１）と「金銭の無償若しくは通常の利率より低い利率での貸付けまたは債権放棄等（無利息貸付け等）」（基通９－４－２）と通達ごとに異なる例示がされています。

このことは、短期で終了する子会社等の整理手続と、長期にわたる可能性のある子会社等の再建計画とで、取り得る損失負担等の方法が異なってくるためであり、利益供与の方法をそれぞれに例示された方法に限定しているものではありません。

そして上述のとおり、子会社等の範囲は共通であり、利益供与の方法は限定されないことを前提に、個々の取扱いにつき説明を進めていきます。

【子会社等を整理する場合の損失負担等】（基通９－４－１）

（通達の概要）

この通達の取扱いにより、寄附金の額に該当せず、損金の額に算入できる経済的利益の額は、子会社等の解散、経営権の譲渡等に伴い、その子会社等のために損失負担等をした場合において、その損失負担等をしたことに「相当の理由」があると認められるときに行ったものです。

そして、この「相当の理由が」あると認められるときとは、その損失負担等（経済的利益の供与）をしなければ今後より大きな損失を被ることが明らかであると認められるためやむを得ずその損失負担等をするに至った等の場合になります。

いつの時代にも
人と社会に「安全」と「快適」を。

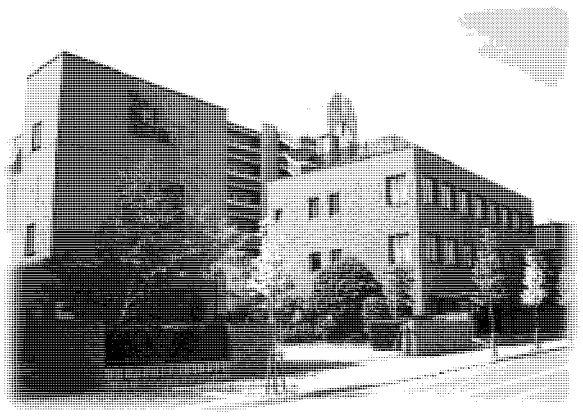

総合建設業
吉村建設工業株式会社
〒604-8414　京都市中京区西ノ京小倉町135
TEL(075)802-1360　FAX(075)802-1359
http://www.yoshimurakensetu.co.jp

土井志ば漬本舗
【本社】
〒601-1251 京都市左京区八瀬花尻町 41
TEL 075-744-2311　FAX 075-744-2317
URL: https://www.doishibazuke.co.jp/
≪直営店≫
大原総本店・三千院前店・清水店・祇園店・京都駅ポルタ店

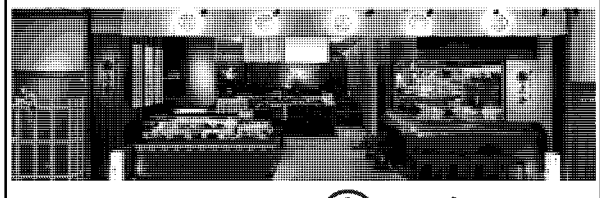

竈炊き立てごはん 竈 土井
大原本店・京都駅八条口店・祇園店

どい
DOI PLUS ONE KYOTO
SUINA室町店

NIPPLA
各種切断砥石
N.P.S
日本プラスチック製砥株式会社
代表取締役社長　福田　祥司
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1
☎(075)956-1111(代)

裁決事例集 299

■編集部編

裁決のポイント

請求人と母ら親族が同一の生活単位に属し、住宅借入金等特別控除を受けることができるか争った事例。

母ら親族との生計同一性が認められず住宅ローン控除の適用不可

所得税等について住宅借入金等特別控除の適用を受けていた審査請求人が修正申告をした後、修正申告には当該控除に関して誤りがあったとして更正の請求をしたところ、原処分庁が、請求人は居住用家屋を居住の用に供しているとは認められないから、当該控除を適用できないとして、更正すべき理由がない旨の通知処分をしたのに対し、請求人が原処分の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできないとして請求を棄却した（令和７年５月13日付、非公開裁決）。

関係法令

昭和55年12月26日付直所３―20ほか１課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）41―２≪引き続き居住の用に供している場合≫（25年９月12日付課個２―18ほか１課共同による改正前のもの）は、柱書において、租税特別措置法第41条≪住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除≫第１項に規定する「引き続きその居住の用に供している」とは、居住用家屋の新築をした者が現に引き続きその居住の用に供していることをいうのであるが、これに該当するかどうかの判定は、その者が、転勤、転地療養その他のやむを得ない事情により、配偶者、扶養親族その他その者と生計を一にする親族と日常の起居を共にしないこととなった場合において、その家屋をこれらの親族が引き続き居住の用に供しており、当該やむを得ない事情が解消した後はその者が共にその家屋に居住することとなると認められるときは、その者がその家屋を引き続き居住の用に供しているものとする旨定めている。

事案の概要

請求人は、平成24年金融機関からの借入金等により、居住用家屋（本件家屋）を新築した。

請求人は、家屋を居住の用に供したとして、24年分の所得税から住宅借入金等特別控除の適用を受けていた。

請求人は、28年婚姻し、子が出生した。また、請求人は、転勤があると妻子と３人で転勤先の住所地に居住していた。

請求人及び妻子は令和３年、転勤に伴い、○○に住民登録を異動し、同年12月31日まで、○○に居住しており、３年を通じて家屋には居住していなかった。

また、請求人の母、母の夫である義父、弟は、３年を通じて本件家屋に居住していた。

請求人は、３年分の所得税等について、住宅借入金等特別控除の金額を記載して申告した。

請求人は４年５月、３年分の所得税等について、住宅借入金等特別控除の金額を××とする修正申告書を提出した。

請求人は４年11月、３年分の所得税等について、修正申告書による修正申告には、住宅借入金等特別控除の金額に誤りがあったとして、更正の請求をした。

請求人と妻子は、転勤に伴い、６年３月までに住民登録を異動した。

原処分庁は、請求人が３年12月31日まで本件家屋を引き続き居住の用に供しているとは認められないから住宅借入金等特別控除を適用することはできないとして、更正の請求に対し、更正をすべき理由がない旨の通知処分をした。

請求人は、通知処分に不服があるとして、審査請求をした。

争点は、請求人は３年分の所得税等について、住宅借入金等特別控除を適用することができるか否か。

請求人の主張

本件家屋に居住していないものの、生計を一にする両親及び弟が本件家屋に居住し、請求人も転勤が解消した後は、母らと本件家屋に居住するつもりである。

３年はコロナ禍であったこともあり、本件家屋に帰ることはできなかったが、都合がつけば帰郷し、母らと起居をともにしていた。また、収入の少ない母らに対し、勤務の特殊性から定期的な送金はできなかったものの、請求人名義の通帳やキャッシュカードを母に預け、年に数回送金またはまとまった金額を手渡しするなどの方法で仕送りをしていた。

したがって、本件家屋を３年12月31日まで引き続き居住の用に供しているといえるから、３年分の所得税等について租税特別措置法通達41―２≪引き続き居住の用に供している場合≫の定めにより、租税特別措置法（平成25年法律第５号による改正前のもの）第41条≪住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除≫第１項に規定する住宅借入金等特別控除を受けることができる。

審判所の判断

請求人の母らは、時に請求人から送金等を受けることがあったものの、基本的に母らの収入から日常の生活費を支出して生計を立てており、請求人とは独立の世帯として生計を営んでいたことがうかがえる。また、３年及び４年は一度も帰省したことはなく、余暇には妻子と起居をともにしており、勤務の余暇に母らのもとで起居を共にすることを常例としていたとは認められず、請求人と母らが同一の生活単位に属し、相助けて共同の生活を営み、ないしは日常生活の糧を共通にしていたとまで認めることはできない。

したがって、請求人の母らは、請求人と生計を一にする親族に該当するとはいえず、請求人の母らが本件家屋を居住の用に供していたとしても、請求人は、住宅借入金等特別控除の適用を受けることはできない。

注目の一冊

解説とQ&Aでわかる 電子帳簿等保存制度の実務（改訂版）

中村　隼一朗　編著

電子帳簿保存制度は、情報化の進展を踏まえ規制緩和などの観点から、適正公平な課税を確保しつつ納税者等の帳簿保存に係る事務負担やコスト負担の軽減を図る等のため整備された制度である。

令和３年改正では事前承認制度の廃止、保存要件の大幅な簡素化が図られる等、制度の抜本的な見直しが行われているが、その後も経済社会のデジタル化の状況等を踏まえ、継続的な見直しが行われている。

本書では、令和７年改正（令和９年１月施行）におけるデジタルシームレスを推進していくための電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し等の直近の電子帳簿等保存制度の見直しを踏まえ、制度趣旨や要件構造から実際の運用方法まで実務視点で詳細な解説とQ&Aで分かりやすく解説。

実務に役立つQ&Aを100問以上掲載し、制度趣旨や要件構造から実際の運用方法まで、個人事業者や法人企業等、実務家の方々の本制度の理解の一助となる必携書。

A５判、376ページ。定価2970円（税込み）。お申し込みは、（一財）大蔵財務協会販売局（TEL03-3829-4141、FAX03-3829-4001）。

昭和木材株式会社
本　社：東川町西町10丁目１番３号
☎(0166)31-4781　FAX(0166)82-3111
旭川工場〈製材・加工・乾燥〉流通センター
東川町西町10丁目１番３号
☎(0166)82-7477　FAX(0166)82-5601
住宅事業部：東川町西町10丁目１番３号
☎(0166)31-3120　0120-22-6969
札幌支店・札幌工場〈プレカット・２×４パネル〉
石狩市新港南１丁目〈石狩工場団地内〉
☎(0133)64-3188　FAX(0133)64-3190
東北支店・プレカット工場
秋田県大館市松木境4―2
☎(0186)50-6555　FAX(0186)50-6557
盛岡営業所：岩手県紫波郡矢巾町流通センター南３丁目8―3
☎(019)638-5888　FAX(019)638-5666
仙台営業所：宮城県仙台市若林区卸町5丁目5-2
☎(022)788-2401　FAX(022)788-2402
青森事務所：青森市矢作1丁目2-5
☎(017)763-0872　FAX(017)763-0873
東京支店：東京都江東区辰巳３丁目20-21
☎(03)3521-6911　FAX(03)3521-6916
名古屋支店：名古屋市港区藤前３丁目501番
☎(052)303-2130　FAX(052)303-2131
大阪支店：岸和田市新港町5-7
☎(072)436-7333　FAX(072)436-7334
西日本物流センター
香川県丸亀市土器町北2丁目63-1
☎(0877)64-6670　FAX(0877)64-6671

給食をもっと楽しく
食卓をもっと笑顔に
飲むヨーグルトの定番！
アシドミルクPLUS
給食でおなじみ
スタンダードヨーグルト
コアコア
アレルゲン
28品目不使用
国産みかんゼリー
愛知ヨーク株式会社
本社・工場　愛知県小牧市大字間々原新田字中島500　☎0568-77-3141
名古屋センター　名古屋市名東区よもぎ台1-1101　☎052-773-4911
小牧センター　愛知県小牧市大字間々原新田字中島500　☎0568-71-4911
四日市営業所　三重県四日市市日永東2-1871　☎059-347-4911
三河センター　愛知県豊川市小坂井町宮下77-1　☎0533-95-4911
福岡営業所　福岡県大野城市御笠川3-4-15　☎092-503-2151
熊本営業所　熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間1847　☎096-283-3441
鹿児島営業所　鹿児島県鹿児島市小野3-1192-9　☎099-229-4911
北陸営業所　石川県金沢市千木1-85　☎076-257-3565
関東営業所　東京都千代田区神田鍛冶町3-7-21 天翔神田駅前ビル6F 607　☎03-3526-3141
岐阜営業所　岐阜県瑞穂市野白新田31-7　☎058-260-4911
京都営業所　大阪府茨木市横江1-2-15　☎072-634-4911
長野営業所　長野県伊那市御園2　☎0265-76-4939

精麦・精米・倉庫業（精麦部）
太平洋セメント株式会社特約店（建材部）
出光興産特約販売店（石油部）
アストモスエネルギー株式会社特約店（ガス部）
陸運局長指定自動車整備工場（自動車整備部）
阿部精麦株式会社
代表取締役　阿部一郎
本社　新潟県加茂市岡ノ町５番５号
TEL 0256(52)4141㈹　FAX 0256(53)2678
精麦部・白根工場……TEL 025(375)4143㈹　FAX 025(375)5263
石油部配送センター……TEL 0256(53)2185　FAX 0256(53)2875
西加茂給油所……TEL 0256(52)2137
加茂駅前給油所……TEL 0256(52)1603
ガス部……TEL 0256(52)1168㈹　FAX 0256(53)3144
建材部……TEL 0256(52)4141㈹　FAX 0256(53)2678
自動車整備工場……TEL 0256(52)1985㈹　FAX 0256(52)3012

税務調査と真実 20

■井東 圭

■先生と呼ばれた男(20) 最終回

「杉江君、午後は、何か急ぎの仕事が入っているかい？」勝田特官は、杉江の隣の空席に腰掛けると訊いた。

「いえ、特にありませんが」

「それじゃあ、行って来るがいい」

杉江が勝田特官の顔を見ると、

「気になってるんだろ。比嘉社長の、終の棲家がどうだったかが――」

勝田の指摘は図星だった。

ただ、杉江には、行ったところで何になるんだとの迷いもあったのだ。

「調査官というものは、そういうものさ。手掛けた事案のその後が気になる。事案に打ち込めば打ち込むほどな。

私も、息子がまだ小さい頃、電車に乗せてやると言って休日によく出かけたものさ」勝田は微笑み立ち上がると、

「でも、いいかい。行って見てきたら、もう忘れるんだ。あとは、とにかく前を向いて進んでいくんだ。いいな――」

勝田は二度、杉江の肩を軽く叩くと、一統席に行ってしまった。

ＪＲ相模線の某駅で下車した杉江は、公園を目指して川沿いの堤防を歩いた。アパートは、その隣にあるはずだった。

小さな公園の隣、２階建て10室ほどのアパートはあった。外付けの鉄階段を上ると、錆びた匂いがした。２階の隅、西日の射す１ＤＫの部屋だった。

未だ誰も借りておらず、外の電気メーターは回っていない。

ふと、誰かが見ている気がした。

公園を見下ろすと、三輪車に乗った女児と母親らしき婦人が見上げている。

杉江が階下におりていくと、女児が三輪車で近づいてきた。

「おじさん、おじいちゃん先生のお友だち？　だったら先生、ここで倒れて、もういないよ」

ほのちゃん、と傍らの母親が窘めた。

「すみません、この子、訪ねて行かれた部屋の方に、かわいがってもらっていたので……」

「比嘉先生、ここで……」

「ええ、階段を上る途中で心臓発作に。救急車を呼んだんですが、あいにく」

「あのね、ほのちゃんね、大阪から引っ越してきたの。みかちゃんに会えなくて寂しいって先生に言ったら、先生が、みかちゃんは、元気なの？って。きっと元気って言ったら、なら、いつかまた会えるね。だからほのちゃんも元気でいないと、って。だから、ほのちゃん、先生に、お友だちいるってきいたら、先生にも大切な友だちいたけど、ずっと昔に死んじゃったって。

それでね、どうしてってきいたら、飛行機で船に当たって死んだって」

「すみませんね、突然、娘が……」

母親が杉江に詫びた。

「いいんですよ。お話の続きを、聞かせてくれない」すると母親が代わりに、

「そのとき私もいて、ご友人は、特攻隊員だったんですかと尋ねたんです。すると先生が、同郷の友とふたりで志願したと。故郷の愛する家族を守るために散ろうと入隊したんだと。

ただ、出撃の日、ご友人とお仲間は出陣したものの、ご自分の特攻機は整備不良で飛べず、こうして生きさらばえている。生前、同郷の友とは、万が一、どちらかが生き残るようなことがあれば、残った家族、その子孫に至るまで面倒をみると誓い合った。だからそのために、今は生きているが……」

そこで母親は言い淀んだ。

杉江は次の言葉をじっと待った。

「先生がこうおっしゃったんです――、『だがそれも、それにしても、私は万死に値する過ちを犯してしまった』と。

その時の先生の形相は、いつもの温和な先生とはまるで違う怖い顔で……」

親子と別れると、杉江は来た道を歩き始めた。日は暮れようとしていた。時折、自転車が杉江を抜き去っていく。

「もう、いい……」杉江がひとり呟くと、辺りはぼんやり滲んでいった。

西の空が、炎のごとく真っ赤に染まり揺れていく。と、その瞬間、四半世紀も昔、爺が杉江に語った、あの空襲の翌朝の空が、眼前に広がった。

すると耳の奥で、

「ええか、坊、お前の父さんは、一刻者やけどな、そういう優しいところがあるヤツや。覚えといてやってな――」

なぜか、爺の声がしたのだった。

悩める税理士事務所　所長・職員のための

生成ＡＩ超入門 8

■税理士 加藤 博己

顧問先へ税制改正や新しい制度を説明する際、文字ばかりの文書よりもスライド（プレゼンテーション資料）を使ったほうが、圧倒的に内容が伝わりやすいものです。しかし、「スライドの構成案が思い浮かばない」「デザインのセンスに自信がない」「とにかく作成に時間がかかる」といった悩みを抱え、作るのを諦めてしまっている方も多いのではないでしょうか。

実はこうした資料作成の悩みも、生成ＡＩをアシスタントとして活用すれば一気に解決できます。

少し前までは、一般的な生成ＡＩに依頼しても綺麗なスライドを作るのは難しく、ＡＩを活用してスライドを作成したい場合には、「Gamma」や「Genspark」といったスライド作成に強みをもつＡＩサービスを使う必要がありました。しかし、ＡＩの進化は非常に速く、最近では普段使いの一般的な生成ＡＩでもスライド作成に対応できるようになっています。

「センスがない、時間もない」と諦めない、説明資料もＡＩで
スライドの構成もデザインもＡＩにお任せ

たとえば、Geminiにスライド作成を依頼すればGoogleスライド形式でスライドを自動生成し、必要に応じてPowerPoint形式に変換できます。ChatGPTやClaudeであれば、PowerPoint形式のファイルをそのまま作成することが可能です。

使い方はとてもシンプルです。国税庁が公表している資料や、ご自身がまとめた文章をＡＩに渡し、「この内容をもとに、顧問先へ説明するためのスライドを作って」とチャット画面で伝えるだけです。ＡＩが文章の要点を自動で読み取り、スライドのタイトル、構成、箇条書きのレイアウトまで組み立ててくれます。

スライドの構成を考え、配置を整える作業には膨大な時間がかかります。ですが、土台の作成をＡＩに任せてしまえば、あとは出来上がったファイルをダウンロードし、内容を調整するだけで済みます。

時間をかけずに「伝わる」資料を作るコツは、最初から完璧を目指さず、ＡＩが作った「たたき台」に手を加えるスタンスで臨むことです。デザインに自信がなくても、ＡＩが見栄え良く整えてくれます。

「説明すべき内容は理解しているけれど、資料作りの手間が負担」という場面こそ、ＡＩの出番です。お客さまへの説明資料を試しに一つ、ＡＩに「スライドにして」と頼んでみてはいかがでしょうか。

TAXナンバープレイス

太線で区切られた３×３の９マスには１～９の数字がそれぞれ１つずつ入ります。タテやヨコの９マスの列にも１～９の数字がそれぞれ１つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、**令和６年の日本産酒類の輸出金額**になります。

答え＝ A ， B C D 億円

ナンプレの予想難易度：６

				8	A		7	
7	5	2	3			8		9
8	1			7	5		4	
	D			C	4	9		1
							B	
6		4	1					
	9		7	5			6	3
4		3			9	7	5	2
	2			6				

応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

quiz@zaikyo.or.jp

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

＜締め切り＞９月６日（日）

前回の答え 8 1 1 万キロリットル

いちい信用金庫
本店／一宮市若竹３丁目２番２号
TEL (0586)75-6201
https://www.shinkin.co.jp/ichii/

夢中で未来を変えにいく。
上坂会計グループ
税務の申告と相談は
税理士法人 上坂会計
公認会計士 税理士 上坂 朋宏　税理士 片川 長州
税理士 行政書士 倉田 一寿
今立事務所　〒915-0256 福井県越前市赤坂町４号１番地
TEL(0778)43-1177(代) FAX(0778)43-1176
福井事務所　〒918-8025 福井県福井市江守中２丁目1312
TEL(0776)33-1117(代) FAX(0776)36-8245
小浜事務所　〒917-0069 福井県小浜市小浜白鬚100
TEL(0770)64-5893(代) FAX(0770)64-5968

適正公平な税務行政を

高松局の祝局長が就任会見 キャッシュレス納付を推進

国税庁の7月10日付の人事異動で、高松国税局長に就任した祝敏之氏がこのほど、高松国税総合庁舎内で就任記者会見を行った＝写真。

会見で祝局長は、税務行政への信頼確保を図るため、e－Taxやキャッシュレス納付の利用促進など、納税者の目線に立った利便性の向上に努めるとともに、不正に税金を逃れようとする悪質な者に対しては、「法律違反に例外はない」という姿勢で、厳正な税務調査や滞納整理を実施し、正直者が馬鹿を見ないよう、適正で公平な税務行政をぶれずに行いたいと抱負を語った。

祝敏之（いわい・としゆき）氏の略歴　昭和61年東京国税局入局。東京国税局考査課長、福岡国税局調査査察部長、熊本国税局総務部長などを経て、令和7年7月から国税庁監督評価官室長兼厚生管理官。59歳。東京都出身。

税務研修会で重要文化財を視察

札幌西法人会女性部会 一般市民も参加

公益社団法人札幌西法人会女性部会（泉みち子部会長）はこのほど、一般の市民も募り、恒例の税務研修会を開催した＝写真。

今年は、明治13年に開拓使直営の洋風ホテルとして建築され、平成28年に交流施設としてリニューアルオープンした「豊平館」および開館29年を迎えた「札幌コンサートホール」（通称：キタラ）の視察を行った。

豊平館は、今も明治時代の面影を伝える建物で、北海道の歴史を伝える国指定重要文化財を視察、また、キタラでは、ボランティアによる施設の見学ツアーをお願いし、世界に誇る音響設備等の説明を受けるとともに、通常入ることができないバックヤードを見学するなど、有意義な研修会となった。

昼食は、こちらも歴史ある「札幌パークホテル」（昭和39年開業）のレストランで洋食を満喫し、皆満足して帰路についた。

杉並青申会

「税の作文書き方教室」を開催

都内の中学３年生が参加

東京・公益社団法人杉並青色申告会（笠原紀一会長）は10日、杉並区産業商工会館で中学生の「税についての作文」の書き方を教えるセミナー「『税の作文』書き方教室」を開催した＝写真。

同セミナーは、今年で6回目の開催となり、都内の中学3年生が参加。まず初めに、同会の職員が「課税の公平性」をテーマに税の説明を行った後、国語の教員免許を持つ専門家が、冒頭で学んだことから税の作文を書く方法について説明＝写真。

楽しみながら税を学ぶとともに、作文の書き方のコツだけではなく普段の文章作成でも使える内容の書き方教室は大好評だった。

9月7日東京・10月28日名古屋・11月9日大阪開催セミナー

相続税・贈与税

財産評価を巡る諸事例を検証する!!

講師・税理士／笹岡宏保氏

財産評価は時価（客観的な交換価値）で行うとされていますが、実際には容易なものではありません。例えば、次の事例はどのように対応されますか。

【事例】　継続的に賃貸されていたアパートの一部に課税時期の前後に空室が認められた場合に、単に空室期間（例として、１か月基準）のみに着目して、貸家及び貸家建付地評価に係る賃貸割合を算出することの可否

その他、今回の研修では、土地の評価単位や側方路線影響加算の必要性の有無、最新の事案の一つと考えられる評価通達６項の運用事例についても検証してみることにします。

東　京　【日時】
2026年９月７日（月）９：30～16：30
※受付開始９：00、研修時間：６時間
【会場】
日本教育会館 中会議室（東京都千代田区一ツ橋２－６－２）
東京メトロ・都営地下鉄「神保町」駅／Ａ１出口／徒歩約３分
東京メトロ「竹橋」駅／北の丸公園側出口／徒歩約５分
東京メトロ「九段下」駅／６番出口／徒歩約７分

名古屋　【日時】
2026年10月28日（水）10：00～17：00
※受付開始９：30、研修時間：６時間
【会場】
ＩＭＹビル（名古屋市東区葵３－７－14）
地下鉄東山線「千種」駅／１番出口／徒歩約１分
地下鉄桜通線「車道」駅／３番出口／徒歩約１分

大　阪　【日時】
2026年11月９日（月）10：00～17：00
※受付開始９：30、研修時間：６時間
【会場】
國民会館 12階（大阪市中央区大手前２－１－２）
地下鉄「天満橋」駅／３番出口（大阪城方面出口）／徒歩約３分
京阪電車「天満橋」駅／東出口／徒歩約６分

講　師　税理士・笹岡宏保（ささおか・ひろやす）氏
昭和37年兵庫県神戸市出身。平成３年笹岡会計事務所設立。現在、多くのクライアントの税務申告代理を行っている一方、各税理士会の「統一研修会」等の資産税の講師として活躍している。

受講料　１名につき20,000円（税込・レジュメ代を含む）
※「税のしるべ」購読者の方は、割引価格16,000円（税込）となります。

テキスト　レジュメ。当日会場で配布いたします。

申込方法　大蔵財務協会ウェブサイトの申込フォームよりお申込みください。

創業　明治三十年

豊富な経験と知識を生かした信用と技術の水戸工業

自動車整備用工具製造　機械工具・工作機械販売

水戸工業株式会社

本社／〒101-0036 東京都千代田区神田北乗物町6番地 電話東京(03)3252－1211(大代表)

江戸時代よりの人形専門店 人形の久月

本店：東京都台東区柳橋1-20-4 久月ビル1～3階　TEL. 03(3861)5511
支店：大阪／名古屋／札幌／福岡／柏／草加／相模原／箕面／静岡／小倉／越中島流通センター

創るよろこびを 久月人形学院 本社ビル6階 生徒募集中 TEL. 03(5687)5180